

大学図書館コンソーシアム連合総会に関する細則

2021（令和3）年12月14日

運営委員会委員長裁定

（目的）

第1条 この細則は、大学図書館コンソーシアム連合要項（平成24年7月20日制定）（以下「要項」という。）第11条から第14条の規定に基づく総会に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（招集）

第2条 運営委員会委員長は、集合形式、電子的手段、または集合形式と電子的手段の併用により、総会を招集することができる。

2 電子的手段には、オンライン会議システム、オンライン投票システム、電子メール等を含み、運営委員会委員長が、十分な審議ができると判断した適切な手段によることができる。

3 運営委員会委員長は、総会を招集する場合、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 総会の開催方法
- 二 総会の開催日時
- 三 議事
- 四 議事に関する意思表示方法

（出席）

第3条 集合形式の出席、委任状の提出に加えて、オンライン会議システム等による参加またはオンライン投票システム等による議事に関する意思表示は、要項第13条に定める出席とみなすものとする。

（承認）

第4条 別段の定めがある場合を除き、出席会員の過半数の承認の意思表示をもって承認を得たものとする。

2 同一の出席会員が、期間中に複数回の意思表示を行った場合は、同期間の最終の意思表示をもって該当出席会員の意思表示とする。

3 電子的手段による臨時総会においては、不承認の意思表示が会員の過半数に達しないことをもって総会が開会され、議事の承認を得たとすることができるものとする。ただし、意思表示をするのに十分な時間的余裕（原則7日間以上）を設けるものとする。

- 4 運営委員会委員長は、総会終了後、速やかに会員に議事の承認または不承認の結果を通知しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、運営委員会委員長は、計数等に時間を要すると判断した場合は、後日、会員に議事の承認または不承認の結果を通知することができる。

(運営委員会委員長の代理)

第5条 総会の招集または開催の時点で運営委員会委員長が不在の場合、または事故のある場合、次のいずれかの者が総会に関する代理を務めるものとする。

- 一 運営委員会委員の互選により選任された者。
- 二 運営委員会委員の互選が困難な場合は、事務局長。

附則

この細則は、2022（令和4）年1月1日から施行する。